

随意契約結果書及び契約の内容

工事の名称	令和2～6年度 国道32号高知橋耐震補強外工事
工事概要	橋梁補強工 1式 橋梁支保工 1式 橋梁付属物工 1式 橋梁補修工 1式 現場塗装工 1式 鋼橋足場等設置工 1式 支保物撤去復旧工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の氏名及び所在地	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 丹羽 克彦 四国地方整備局 香川県高松市サンポート3番33号
契約年月日	令和2年10月1日
契約業者名	大成建設（株）四国支店
契約業者の住所	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー19F
契約金額	2,173,600,000円（税込み）
予定価格	2,191,420,000円（税込み）
落札率	99.19 %
随意契約によることとした理由	<p>本工事は、部位ごとに竣工年が異なるパイルベント橋脚と3径間単純合成鉄桁の高知橋の耐震補強工事に対し、道路利用者に加えて路面電車の往来、近隣の第3次救急医療機関や多数点在の宿泊施設、河川水位（潮位）が高い江ノ口川等の特有事項を踏まえて、第三者への影響を最小化した上で、施工の実現性かつ品質確保が可能な工法の選定を行う難易度の高い工事である。</p> <p>そのため、当該工事においては、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を適用し、提案能力が総合的に最も高いと認められた大成建設（株）を優先交渉権者として、発注者が別途発注した設計業務受注者と協力して当該設計業務を完成させるための技術協力業務を実施した。</p> <p>本工事を確実に実施するためには、技術協力業務において最適な施工技術、独自の技術的知見や現地で知り得た情報に基づき設計業務受注者と協力して設計を完成させた者と契約する必要がある。且つ、学識経験者による「国道32号高知橋耐震補強外工事における技術提案・交渉方式の専門部会」において、設計内容、価格等が妥当であると認められた大成建設（株）が本工事を実施可能な唯一の者である。</p> <p>よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。</p>
工事場所	高知県高知市駅前町～高知市はりまや町3丁目地内
工事種別	一般土木工事
工期（自）	令和2年10月2日
工期（至）	令和7年2月28日
再就職の役員の数	
備考	

「国道32号高知橋耐震補強外工事」
に係る契約者の選定経緯について

令和2年10月1日

国土交通省 四国地方整備局

目 次

1. 工事概要	・・・	P 1
2. 経緯	・・・	P 1
3. 競争参加資格確認	・・・	P 3
4. 技術提案審査	・・・	P 3
5. 個別講評	・・・	P 4
6. 価格等交渉	・・・	P 6
7. 契約相手方の決定	・・・	P 8
8. 総合講評	・・・	P 8
9. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯	・・・	P 8

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省 四国地方整備局

(2) 工事名

令和2-6年度 国道32号高知橋耐震補強外工事

(3) 工事場所

高知県高知市駅前町～高知市はりまや町三丁目地内（国道32号 高知橋）

(4) 工事内容

本工事は、国道32号高知橋における耐震補強及び橋梁補修を施工する工事である。

工事延長 L = 320m

橋梁補強工一式、橋梁支承工一式、橋梁付属物工一式、橋梁補修工一式
現場塗装工一式、仮設工一式

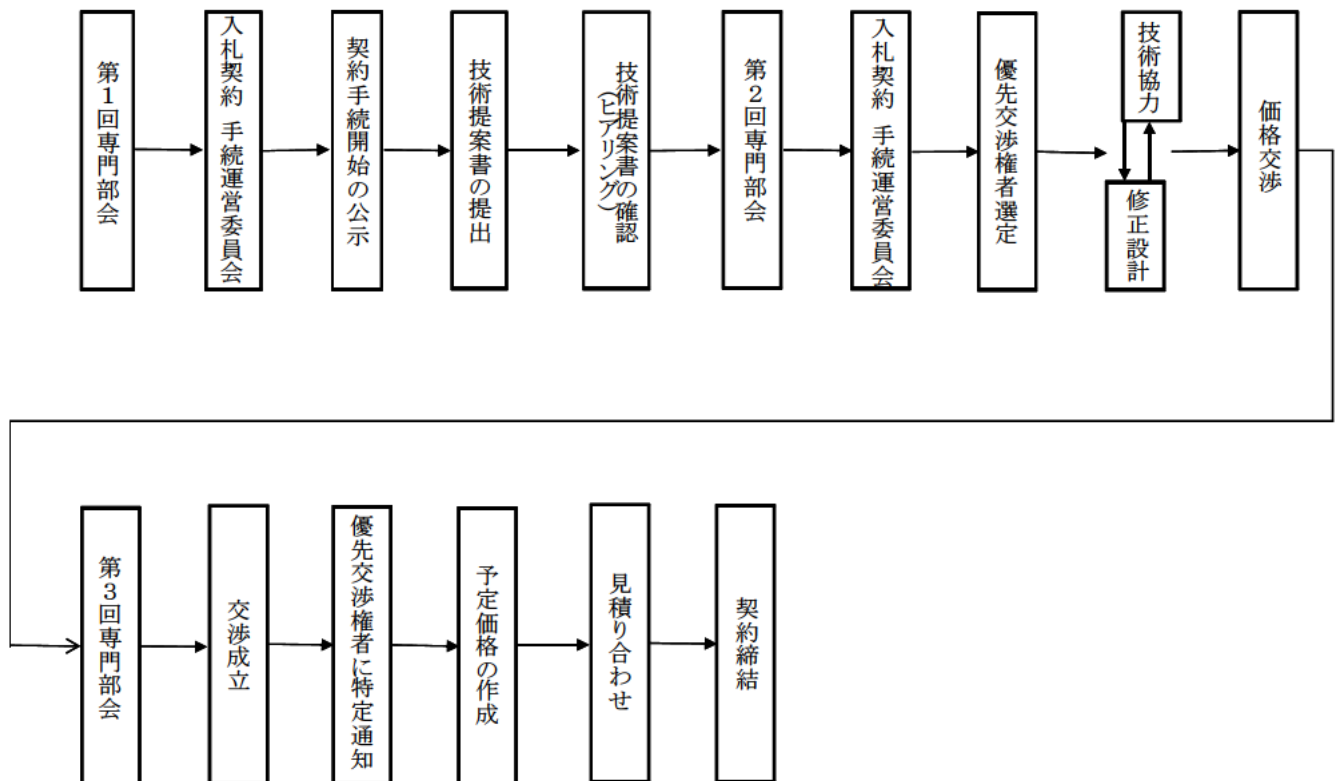
(5) 工期

技術協力業務：令和元年12月13日～令和2年6月30日まで

建設工事：令和2年10月2日～令和7年2月28日まで

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-1のとおりである。

表-1 契約者決定までの主な経緯

日付	主な経緯
R1. 7. 30	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第1回）（公示内容の確認）
R1. 8. 20	技術審査会
R1. 8. 27	入札・契約手続き運営委員会（公示内容確認）
R1. 9. 13	技術提案・交渉方式（ECI）による工事発注に関する説明会
R1. 9. 19	契約手続開始の公示
R1. 9. 24 ～R1. 10. 25	申請書及び技術提案等の提出期間
R1. 10. 30	技術提案書の確認（ヒアリング）
R1. 11. 13	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第2回）（技術提案の評価内容の確認）
R1. 11. 18	技術審査会
R1. 11. 20	VE 審査会
R1. 11. 26	入札・契約手続き運営委員会（優先交渉権者決定）
R1. 11. 27	優先交渉権者の選定及び交渉権者選定通知
R1. 12. 6	技術協力業務の見積合わせ
R1. 12. 12	基本協定締結・技術協力業務委託契約
R1. 12. 25 ～R2. 2. 14	設計調整会議（第1回）～設計調整会議（第3回）
R2. 3. 17	技術協力業務の第1回変更（工期を5月29日に変更）
R2. 3. 23 ～R2. 4. 24	設計調整会議（第4回）～設計調整会議（第5回）
R2. 5. 28	技術協力業務の第2回変更（工期を6月30日に変更）
R2. 6. 24	全体工事費調書等及び参考見積書等の依頼
R2. 6. 30	全体工事費調書等及び参考見積書等の提出 技術協力業務完了
R2. 7. 9 ～R2. 8. 20	価格等の交渉（第1回～第9回）
R2. 9. 7	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第3回）（価格等の交渉及び成立・不成立の確認）
R2. 9. 8	入札・契約手続き運営委員会（契約相手方特定）
R2. 9. 9	特定通知・非特定通知
R2. 9. 9	見積書・見積条件書等の依頼
R2. 9. 23	工事見積合わせ
R2. 10. 1	工事請負契約締結

(3) 工事実施者の選定方式

本工事は、国道32号高知橋において橋梁耐震補強及び橋梁補修の施工を行うものであり、公示段階で仕様の確定が困難であり、最も優れた施工者の技術・経験を取り入れなければ、工事目的の達成が困難なため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ））を採用することとした。本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力（設計）業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、目標工期、工事額を算定した上で、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

(4) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、四国地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮ったうえで決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「技術提案・交渉方式に係る専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置した。専門部会は、下記の学識経験者3名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表-2 技術提案・交渉方式に係る専門部会の委員

氏名	所属
近藤 拓也	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
那須 清吾	高知工科大学 経済マネジメント学群 教授
渡邊 法美	高知工科大学 経済マネジメント学群 教授

(五十音順)

3. 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の3提案を求めた。

- ① 技術協力業務の実施に関する提案
- ② 橋梁耐震補強において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力
- ③ 橋梁補修において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力

技術提案書の提出があった2者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者30分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和元年9月24日～令和元年10月4日）に、14件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4のとおりである。

表-3 技術提案項目と評価基準及び配点

評価項目		評価基準		技術評価点	
技術提案	技術協力業務に関する提案	理解度	●業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本技術協力業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。	10点 ※3段階評価	
		実施手順及び実施体制	●業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※3段階評価	
	主たる事業課題に関する提案	②橋梁耐震補強において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力	的確性	●橋梁耐震補強に関する施工方法、施工計画について、以下の場合に優位に評価する。 ・河川水位（潮位）を考慮した施工方法及び施工計画に有効な提案がある場合。 ・周辺施設（病院・宿泊施設・店舗等）への影響並びに異常出水等の突発的事象を考慮した、リスク管理に関する具体的で有効な提案がある場合。	20点 ※3段階評価
			実現性	●提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	20点 ※3段階評価
	③橋梁補修において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力	的確性	●橋梁補修において、現場条件を考慮した施工方法、施工計画について、以下の場合に優位に評価する。 ・支承更新時の許容ジャッキアップ量に対し、軌道への影響を最小化する有効な提案がある場合 ・周辺施設（病院・宿泊施設・店舗等）への影響並びに現道交通及び歩行者への影響等を考慮した、リスク管理に関する具体的で有効な提案がある場合。	20点 ※3段階評価	
		実現性	●提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	20点 ※3段階評価	
合 計				100点	

表-4 審査結果

選定通知日： 令和元年11月27日

業者名	技術提案			合計点	概要
	評価項目①	評価項目②	評価項目③		
配点	20	40	40	100	技術評価点
A社	15	30	20	65	交渉権者
B社	20	30	40	90	優先交渉権者

※凡例

A社：オリエンタル白石株式会社 四国営業支店

B社：大成建設株式会社 四国支店

5. 個別講評

競争参加者の技術提案に関する個別評価を表-5に示す。各評価項目の評価（凡例）の考え方は以下のとおりである。

1) 技術協力業務に関する提案

① 技術協力業務の実施に関する提案

理解度（業務目的、現地条件等の理解度について）

- ◎：業務目的、現地条件等について適切かつ理論的に整理され、本業務を遂行するに当たって理解度が高い記載がある。
- ：業務目的、現地条件等について整理され、本業務を遂行するに当たって理解度が高い記載がある。
- －：評価しない。

実施手順及び実施体制（業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について）

以下の三項目について、評価の視点とした

- ・実施手順に妥当性があり具体的な工夫がある
 - ・業務工程が示され主要ポイント及び着眼点が適切である
 - ・業務内容に対して十分な実施体制が確保されている
- ◎：3項目について、適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。
 - ：3項目について、具体的な記載がある。
 - －：評価しない。

2) 主たる事業課題に対する技術提案

② 橋梁耐震補強において施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力的確性

- ◎：有効な提案が適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。
- ：具体的な記載がある。
- －：評価しない。

実現性

- ◎：具体的な裏付けがあり、説得力があると認められる記載がある。
- ：具体的な記載がある。
- －：評価しない。

③ 橋梁補修において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力的確性

- ◎：有効な提案が適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。
- ：具体的な記載がある。
- －：評価しない。

実現性

- ◎：具体的な裏付けがあり、説得力があると認められる記載がある。
- ：具体的な記載がある。
- －：評価しない。

表－5 個別評価

評価項目		A社	B社
①技術協力業務の実施に関する提案	理解度	◎	◎
	実施手順及び実施体制	○	◎
②橋梁耐震補強において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力	的確性	◎	◎
	実現性	○	○
③橋梁補修において、施工性に配慮した有効な施工方法の提案能力	的確性	○	◎
	実現性	○	◎

※凡例

A社：オリエンタル白石株式会社 四国営業支店

B社：大成建設株式会社 四国支店

6. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和元年12月12日に締結した。

(2) 経過

基本協定書に基づき、9回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和2年7月9日

・歩掛見積項目についての協議

【第2回】令和2年7月14日

・全体工事費、歩掛見積条件についての協議

【第3回】令和2年7月22日

・全体工事費、歩掛見積条件についての協議

【第4回】令和2年7月28日

・歩掛見積条件についての協議

【第5回】令和2年7月30日

・歩掛見積条件についての協議

【第6回】令和2年8月5日

・全体工事費、歩掛見積条件についての協議

【第7回】令和2年8月7日

・歩掛見積条件についての協議

【第8回】令和2年8月18日

・全体工事費、歩掛見積条件についての協議

【第9回】令和2年8月20日

・全体工事費、歩掛見積条件についての協議

上記9回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格等の妥当性を確認したことから、令和2年9月7日、第3回専門部会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、優先交渉権者独自のものは優先交渉権者の見積りを採用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、四国地方整備局の統一単価及び市場単価、特殊な材料については特別調査単価を使用し、市場性のない資材単価及び機械経費については3社見積りを徴収した上、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

また、総価において、当初発注者が公告時に設定した参考額と優先交渉権者の見積額について著しく乖離がないことを確認した。

（参考額）20億円程度（税込み）

（契約額）約22億円（税込み）

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合せ

実施日時 令和2年9月23日（水）10時00分

7. 契約相手方の決定

- (1) 工事名 令和2－6年度 国道32号高知橋耐震補強外工事
- (2) 契約者 大成建設株式会社 四国支店
- (3) 工事場所 高知県高知市駅前町～高知市はりまや町三丁目地内
- (4) 工事請負契約締結日 令和2年10月1日
- (5) 契約金額 予定価格 2,191,420,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
契約金額 2,173,600,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

8. 総合講評

契約の相手方として決定した、大成建設株式会社四国支店は、多くの技術提案項目において優れており、優先交渉権者として決定された。

優先交渉権者に決定された、大成建設株式会社四国支店との価格等の交渉は、令和2年7月9日から令和2年8月20日において、計9回実施し、全体工程、施工方法等の確認、見積もり条件等の確認を経て、価格等の交渉が成立した。

その後、見積合せが行われ、四国地方整備局が設定した予定価格を下回ったため本請負工事契約を締結した。

9. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回専門部会 公示前】

- 1) 開催日：令和元年7月30日（火）
- 2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案・交渉方式の適用の可否について
 - ② 技術提案範囲・事項・評価基準について
 - ③ 参考額の設定方法について
 - ④ 交渉手続きについて
- 3) 主な意見
 - ・技術提案の評価基準について

【第2回専門部会 技術審査段階】

- 1) 開催日：令和元年11月13日（水）
- 2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案の評価について
 - ② 価格等の交渉手順について
- 3) 主な意見
 - ・技術提案審査の妥当性について

【第3回専門部会 価格等の交渉段階】

- 1) 開催日：令和2年9月7日（月）【持ち回り開催】
- 2) 意見聴取事項
 - ① 価格等の交渉経緯について
 - ② 価格等の交渉の合意内容について
 - ③ 予定価格の算定方法について
 - ④ 公表資料について
- 3) 主な意見
 - ・価格等の交渉の合意内容の妥当性について